

議論の技術

—「ディベート論」の現在—

石川英昭

はじめに

1. 発散と収束
 2. 感情問題
 - 2-1 アサーティブ
 - 2-2 法的場面への応用 - 修復的司法を手がかりに
 3. 感情問題再考
- おわりに

はじめに

拙学科で講義「ディベート論」を担当することになり準備に取りかかり、1998年から本格的に準備し、99年から授業を開始した。¹

開始当初の内容は、講義レジюмеを参照すれば、以下の通りであった。^{2,3}

1. ディベート本に観るディベートの世界
2. ディベート本に観るディベート技術
3. 意思決定の技術
4. 交渉術の世界
5. ディベート論、意思決定の技術及び交渉術の背景

しかし、講義開始当初から、私に与えられた課題が、大きく二つ存在した。一つは、本講義が法律の専門学科で為されることから、ディベート論と法的議論との関連を明らかにすることであり、二つは、講義内容を組み立てる準備の中から明らかになってきた、感情問題の取扱いであった。

前者については、翌00年から、「6. 法的議論の位置」という項目を追加し

た。しかし、後者については、依然として十分な見通しを与える事は出来なかった。ここで言う感情問題とは、問題解決や合意形成を行う際に、感情や倫理感と事実及び論理とを区別して、言い換えれば感情的にならず冷静に事実と論理に基づいて、議論或いは対話を行う、ということは、個人的な感情や倫理感を無視することと決して同意ではない、という私自身が従来から抱いてきた思いに発するもので、即ち、個人的な感情や倫理感を無視しない議論や対話は如何にして可能なのか、個人的な感情や倫理感を議論や対話の中でどのように取り扱う事が出来るのか、という問題である。従って、この問題に対する何らかの手がかり、ましてや答えを、あくまで一方における事実及び論理を、他方における個人の感情及び倫理感から区別する、意思決定論や交渉術から得る事が出来ないのは、いわば当然でもあった。一つの手がかりは、法的場面に存在していた。即ち「修復的司法」という考えである。これにより、議論の場における感情問題にも或る見通しをもつことができ、その予備的展開もかねて翌01年から「6. 法的議論の位置」の中で「修復的司法」を取り上げて論じた。

しかし、個人的感情や倫理感を議論や対話の場で扱う具体的技術それ自体については、依然として暗中模索が続いた。確かに、一般的には、問題解決や合意形成を行う議論や対話の場からは感情を排除することが求められる。従って、その技術としても、出来るだけ論理的に行うことが要請され、感情を出来るだけ排除することが求められる。しかし、今日の議論の場では、感情を排除することが、却って議論を不活性にしたり、問題解決に至らなかったりする事がある。それでは、感情を言語的に適切に表現すること、或いは感情それ自体の表出を上手く行うこと¹⁴は、不可能なのだろうか。そうではない。意思決定論や交渉術の周辺領域に目をやると、感情を対人関係の場で扱う技術が存在していることに気付かされる。その一つが、「アサーティブ」であり、数年の準備期間をおいて05年から、この技術について講義で取り上げた。又、「ファシリテーション」の場面においても、対人技術、意思決定技術に新たに知見を補ってくれることが、また感情問題に関連してもさらなる知見も得られることがわかり、本年（06年）からは、ファシリテーションの

技術についても、本講義で触れている。

現在の講義の大まかな枠組みは、以下の通りである。

1. デイバート本に観るデイバートの世界
2. デイバート本に観るデイバート技術
3. 意思決定の技術
4. 発想法
5. ファシリテーションの技術
6. 交渉術の世界
7. 異文化圏との交渉
8. デイバート論，意思決定の技術及び交渉術の背景
9. アサーティブ論
10. 法的議論の位置
11. 修復的司法

現在の「デイバート論」は、先のような新しい議論の技術を導入して展開されている。しかし、仔細に見れば、従来の問題解決技術、意思決定の技術、或いは交渉術にも、それら「アサーティブ」や「ファシリテーション」が教えてくれる新しい議論・対話の技法と共通する技法（スキル）が存在していたことが判明する。それは、発散と収束の技法（スキル）である。又、新たに感情表現の技法（スキル）が得られている。本稿では、先ず、これら二つの技法について紹介し、次に、後者の技法の法的場面への応用について、修復的司法を手がかりにして、考えて行くこととする。そして最後に、先述の感情問題に対する現時点での私見を述べておく。

1. 発散と収束

意思決定の技術、交渉の技術については、それを本講義の当初から取り上げていたことは、既に示したとおりである。ところで、その両者には、問題解決に共通する発散と収束という二つのスキルが存在することに気づかされる。⁵

例えば、意思決定の技術においては、状況分析の手順の場面で、「関心事の列挙」を行うことがまず最初にくる。⁶ 或いは、決定分析の手順の場面に於いて、「当該問題状況に内在する制約条件と期待する成果としての目標を明らかにする」という目標と条件との列挙⁷ が求められる。

又、交渉術の技術においても、交渉術基本2においては、利害に焦点を合わせる事が求められるが、その理由は複数の解決案を手に入れるところにある。⁸ また、同じく交渉術基本3においては、立案と決定を分離することが求められるが、これもまたその理由は複数の選択肢を探ることにある。⁹

即ち、意思決定の技術においても交渉術においても、問題解決のために、意思決定或いは交渉の参加者の発想を自由に広げることが求められる場面が存在する。

他方で、問題解決においては当然のことだが、思考を集約させることが必要となる。

意思決定の技術においては、原因分析の場面で絞り込みの作業が必要となるし¹⁰、決定分析の場面では最終案の決定が求められる。¹¹ それは交渉術においても同様で、最終的には決断の場面が存在する。交渉術基本4では、客観的基準に基づいて選択肢をふるいにかけることが求められる。¹²

このような、二つの場面で求められていたスキルは、前者を発散のスキル、後者を収束のスキルとしてまとめることが可能である。

この発散と収束というスキルは、ファシリテーションの技術においても極めて重視されている。ここで「ファシリテーション」とは、堀公俊によれば、「問題解決や合意形成を促進する技術」ということになる。¹³ 即ち、意思決定や交渉の技術を説く本講義で求めていた中核の技術でもある。

「ファシリテーション」における「ファシリテーター」の最初の仕事は、活動の場の設計であり、堀によれば、そこには幾つかの基本プロセスが存在しており、その中の一つとして、「発散・収束」型プロセスが考えられている。¹⁴ しかし、私見によれば、その他の基本プロセス—ここでは詳しく引用しないが—にしても、この発散と収束とを何れかの段階で必ず備えていると思われる。即ち、発散・収束スキルこそが、全ての基本プロセスに共通するいわば

基本中の基本と思われる。

「発散・収束」型プロセスでは、問題解決活動を二つの場面に分け、前半では、メンバーの思考を発散させ、後半では、発散した思考を整理し絞り込むという作業を行う。このプロセスのポイントは、発散と収束とを混在させないこととされる。¹⁵ ファシリテーターの主たる役割は、この切り替えを的確に行うことである。

ここでファシリテーション、或いはファシリテーターから離れて、意思決定、交渉の場面に戻れば、まさにそこで言われていた技術が、この発散と収束というスキルに集約できることは明白であろう。

ところで、この発散と収束というスキルは、議論や対話における発問のスキルとも重なる。次節に述べる「アサーティブ」においても共通して取り上げられている、オープン・クエスチョンとクローズド・クエスチョンとの二つの発問スキルが、それである。¹⁶

オープン・クエスチョンとは、いわゆる5W1Hで問う質問で、特に意見に対する「なぜ」と事実に対する「何」という質問が重要とされ、この問いに対しては受け手がオープンな答えを提供でき、従って発想を広げるときに最適な発散系の質問と考えられている。¹⁷ 他方のクローズド・クエスチョンとは、受け手がイエスかノーで答える収束系の質問で、論点を絞り込んだり議論を誘導するときに有効な質問とされる。¹⁸

発散と収束というスキルは、意思決定や交渉のような目的がある程度明確な場面と日常的な自由対話の場面とでは、活用法が若干異なる。前者の場面では、先に引いたように、発散と収束とを混在させないことが求められている。二つのスキルを使用する場合は、基本的には区別され、発散から収束へと流れている。¹⁹ 他方、後者の場面では、発散と収束との二つのスキルが、臨機に頻繁に切り替えられることが求められることもある。²⁰ もちろんその適切な使い分けが求められていることから、その根底にある発想は同じである。

このように見てゆくと、発散と収束というスキルは、意思決定論や交渉論における問題解決や合意形成の場面でのみならず、日常的対話を展開する際にも、具体的実践的な技術として有効な、極めて普遍性の高い一般的スキル

であることが判明する。従って、このスキルは、ファシリテーター、意思決定参加者、交渉当事者にとってのみならず、日常普段における誰にとっても、その価値が十分認識されてよいスキルであろう。

2. 感情問題

2-1 アサーティブ

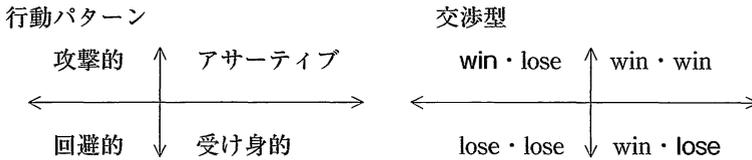
「アサーティブ」、或いは「アサーション」、という言葉で今日知られてきている自己表現の技術がある。²¹ 尚、本稿では、「アサーティブ」で用語を統一しておく。

「アサーティブ」は、もともと、女性に代表される社会的弱者に、自己を表現するための技術を教えるものであるが、さらなる広がりを見せている。²²

ここでは、従来の人間の行動パターン或いは自己主張一般を、攻撃的と受け身的とに分けて考えてみたとき、それらと異なる行動パターン或いは自己主張の方法が存在していることを教えるものである。少し敷衍すれば、攻撃的行動或いは自己主張とは、自分だけを考え、その基本は、「私が勝ち、あなたは負け」という結果を作り出す行動パターン或いは自己主張である。他方、受け身的行動或いは自己主張とは、それとは反対に、他人（相手）を優先させ、「私は負け、あなたの勝ち」という結果を作り出す行動パターン或いは自己主張である。これらの両方共に、それを議論や交渉の場面で考えれば、当事者相方の納得を得ることのできる方法ではない。これらに対し、第三の方法では、当事者の互いの欲求を満足させることのできるような行動パターン或いは自己主張の方法を勧める。それが「アサーティブ」であり、その基本は、「自分を大切にし、他人に配慮する」という行動パターン或いは自己主張である。²³ 尚、第四の方法として、自己主張そのものを相互に回避することが考えられる。

これを交渉術の場面に置き換えて考えてみると、攻撃的と受け身的行動パターン或いは自己主張は、win・lose型交渉と考えることが出来るし、アサーティブ的行動パターン或いは自己主張は、win・win型と考えることが出来

る。²⁴ 第四の方法も含め、これを図示すれば、次の通りである。



即ち、「アサーティブ」が主張していることは、それを一般化すれば、win · winの人間関係を作り出すための、コミュニケーションの方法であると言うことが出来よう。

「アサーティブ」は、我々の行動の前提になっている「思い込み」を打破して、如何に自己表現を行うことができるのかを、又相手の批判に対する適切な対応の仕方やコミュニケーションの方法を、さらにはアサーティブな権利²⁵を教えてくれる。

ここに言う「思い込み」とは、自己感情中心の私的自己意識の場面の思い込み、その反対に、相手への過度の思いやり、そして常に他者を基準とする公的自己意識の場面の思い込みが考えられる。²⁶ 具体的には、自己感情中心の思い込みとは、「失敗してはいけない」、「よい人間であるべき」、対他的には、「人に迷惑をかけてはいけない」、等々という思い込みである。これは相手への過度の思いやりにつながり、「人の気持ちを傷つけてはならない」、「協力は何よりも大切」等々の思い込みになる。常に他者を基準とする思い込みとは、「人から受け容れられなくてはならない」、「他者の期待を裏切ってはならない」等々の思い込みである。²⁷

これらの「思い込み」は、我々には通常は、自然な、或いは極めて真つ当な感情や倫理感から発するものと思われる。しかし、「アサーティブ」では、これらの「思い込み」が、我々の行動及び自己表現に、結局は「役割拘束」によって制約や限定を設けてしまうことに繋がる、と主張する。即ち、例えば女性が中々自己表現できないのは、彼らが自分を「女性」とあるとか「母」とあるとかの「役割」によって拘束して、「本当の自分自身は分かってもらえ

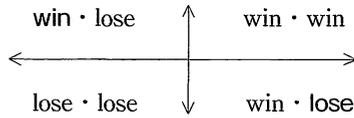
ない」と思い込んでいることが多いと考える。²⁸

それでは、この「思い込み」を打破するには如何なる手段があるのか。「アサーティブ」では、その方法は自分の感情を素直に表現することである、と教える。即ち、我々が適切な対人関係を構築するには、感情は抑えるものではなく、表現するものである、と主張する。²⁹ 特に日本においては、察する文化が支配的であるため、感情を表現することを出来るだけ押さえることが求められることが多い。しかし、内心の気持ちや感情は、それを表現しなければ相手に決して伝わらないことを、我々はもっと積極的に認識し、自覚すべきであろう。「アサーティブ」においても発問技法（スキル）が取り上げられていることについては既に触れたが、この技法（スキル）は、このような感情を相互に表現する場面でも有効であろう。

感情に左右されると非合理的な行動をとると考える、或いは感情を非合理的な行為と結びつける、文化的な態度は、誤った理解である、とホックシールドは言う。³⁰ 「アサーティブ」における感情表現の技法も、感情を非合理的な行動と結びつけることを否定することから出発している。即ち、感覚には科学的尺度があるが感情にはそれが無い³¹ ことを以て、「心で感じるよりも感覚の方に意味がある」という社会通念や、感情よりも言葉や思考を扱うこと、数字や客観的事実を扱うことを優先させ、感情を社会的に価値のないものと考え、ことに疑問を呈し、感情はそれ自体として重視され、表現することが求められている、と考える。³² 従って、感情を扱う教育やトレーニングの大切さが見直されるべきであり、「頭と心の共同作業の可能性を探る」必要がある、と主張する。³³

「アサーティブ」の考える感情表現は、次の三つの段階から成る。まず、自分の中の気持ちに気づく段階、次に、感情を言葉で表現する段階、最後に、身体を通して感情を表現する段階である。³⁴ これらの全ての段階の感情表現が是認される。

議論や対話において、その扱いが一番困難なことに思えるのは、自分への批判に対する対応であろう。「アサーティブ」では、この自分に対する批判の扱い方を教える。即ち、自分に明白な落ち度があるような、正当な批判は、



になる。

すなわち、修復的司法は、交渉術的に見れば、これ又、win・winの対人関係を作り上げる方法と見ることが可能である。

修復的司法に対しては、幾つかの重要な批判も存在する。⁴¹しかし、この場合は、修復的司法について全面的に論じるところではない。従って、修復的司法については、本稿のテーマの一つである感情問題に関連する限りで、現在の講義の「項目11」からその内容をピックアップして、論じてゆきたい。

従来の司法は、加害者関係的、応報的、行為者志向的、過去志向的司法である。そこでは、法秩序の維持が優先され、被害者と加害者との分断が、さらには加害者とコミュニティとの分断が発生する。このことが、我が国では、被害者の権利回復、それと並行した少年法の改正論議の中で問題になり、修復的司法という考えが紹介され、少しずつではあるが実践されてきている。⁴²

この修復的司法は、従来の司法に対し、被害者関係的、修復的、行為志向的、未来志向的司法であるとされる。そこでは、犯罪を人間関係への侵害と捉え、被害者及びコミュニティと加害者との間の関係修復が目指される。

この修復的司法の理論的根拠としては、幾つか考えられる。思想的根拠としては、共同体主義⁴³が、社会学的根拠としては、恥と再統合理論⁴⁴が、そして心理学的根拠として感情理論⁴⁵が考えられよう。

本稿では、先に述べたように、感情理論を取り上げることになるが、その感情理論そのものに対する私自身の考えは、次の3. にゆだね、ここでは、修復的司法では感情がどのように取り上げられ扱われているのかについて、主にテッド・ワクテルに依って、述べておくことにする。⁴⁶

修復的司法では、その具体的方法は様々である。しかし、一般にそこでは、加害者、被害者、その関係者、コミュニティ関係者の集まりが開かれる。ここではこの集まりを、ワクテルに従い、カンファレンスと総称しておく。

又、そのカンファレンスには進行係が存在する。ここではそれを、同じく、ファシリテーターと呼ぶことにする。⁴⁷

修復的司法では、加害者が自分の犯した罪と向き合い、被害を与えた相手と向き合う⁴⁸ことが目的になる。従って、その焦点は、問題の解決と被害の修復に置かれ、加害者には被害者に共感し被害を修復する責任が生じ、自分の行為を改悔することが求められる。⁴⁹

それを実現する場として、一般にカンファレンスが設けられる。このカンファレンスでは、そこへの自主的参加が求められるのであり、従って参加者に対し敬意が払われ、信頼感が構築される。⁵⁰ 又、カンファレンスでは、加害者と被害者との間に対等な立場は存在しない。⁵¹ 即ち、カンファレンス実施の必須条件は、加害者がカンファレンス以前に罪を認めていることであり、加害者が過ちを認めていて、被害者は被害を被っていることが、前提される。従って、ファシリテーターには、中立ではなく、公正さが求められる。⁵²

カンファレンスでは、事実よりも人の感情の方に重きを置き、⁵³ 他の人たちの感情に、直接、触れることになる。⁵⁴ そこでは、感情の自由な表出が許され、重視される。⁵⁵ 即ち、カンファレンスは、人の感情に作用する問題解決方法であると考えられている。⁵⁶

修復的司法では、正義とは「事実だけ」ではなく、犯罪によって影響を受けたすべての人びとの感情レベルの要求を満たすことでもある、と考えられている。⁵⁷

それでは、感情の表出は如何なる効果をもたらすのか。ワクテルの示す具体例によると、感情の表出が、悪感情を消し去ることがある。⁵⁸ 従って、被害者は、自分の被害感情を述べることができると、加害者に対して肯定的な感情を寄せることがある。⁵⁹ このことが、カンファレンスによって、新たな繋がり、加害行為によって築かれた相互関係を形成することを可能とする。⁶⁰ 重大犯罪においても、「加害者が被害者家族と会って、問われる事がらに答え、謝罪を述べる気持ちがあるのだとすれば、犯した罪は償いきれるものではないが、被害者家族が生活を立て直すきっかけとなるかも知れない」⁶¹ のである。

このような感情表出の働きの理解は、先述した「アサーティブ」の考えとも一致する。修復的司法では、カンファレンスにおいて参加者が制約なく感情の表出を実現できることが要であり、従ってそれを可能にするためのファシリテーターの役割は特に重要で、その為にはファシリテーターになる人に対する予めの適切な訓練が必要となる。⁶²

3. 感情問題再考

「アサーティブ」や修復的司法は、近年の感情理論を前提していると思われる。⁶³

従来、認知脳（大脳新皮質）は発生的に感情脳（大脳辺縁系）に遅れて発達したが、しかし人間を人間たらしめている理性を生み出すのは前者の認知脳であって、感情脳は発生的には早い人間を非合理にしてしまう言わば原始脳と考えられた。従って、感情脳を認知脳がコントロールすることこそ、即ち、理性によって感情を抑えこむことこそが、人間を人間たらしめている、と考えられた。⁶⁴

しかし、今日では、感情脳の力の再評価がなされ、二つの脳の協同作業を考えなければならない。⁶⁵

これをダイアト論的に考えれば、感情を言語的に表現することは、理性によって感情を抑えこむことと同じではない、ということである。言葉は、感情にとってあくまでその表出の一つの方法である。

脳の機能として考えれば、確かに、感情を言葉にすることは、感情をコントロールすることに繋がる。⁶⁶ しかし、又逆に、理性的判断のためには感情が不可欠である、と言うこともできる。⁶⁷

我々は、世界の「意味」を理解しようとする。一般に、「意味」とは事実と価値とが一体となったものと考えられる。逆に言えば、事実及びそれに対する評価的価値とを明らかにすれば、「意味」が理解できる、ということでもある。しかし、感情理論が教えることは、そこに感情（的知性）という契機が挟まってくることである。即ち、「意味」を理解しようとするあらゆる作業は、

最終的には個々人の倫理感⁶⁸を理解することでもある。しかし、その倫理感の理解は、個々人の感情の理解を通じて為される、ということに留意しなければならない。このことを以下で少し詳しく述べておこう。

柏木哲夫は、医療における患者との関係形成の場面で、「会話は、「内容」と「感情」から成立している。」⁶⁹という。ここに言われている「内容」とは、「認識されたもの」のことであろう。ホックシールドは、「感情は、自分が認知する状況と自分との関係について個々人が持つ感覚を反映している。」という。⁷⁰ここでいわれる「感覚」とは、結局は、個人的倫理感であろう。何故なら、感情は、或る対象によって喚起されるものではなく、それを評価することによって生起するからであり、従って感情は或るものについての規範的判断だからである。⁷¹「アサーティブ」の論者においても、感情とは、出来事や他者という刺激に対する個人の価値観・道徳観をベースにして発生するものである、と考えられていた。⁷²即ち、感情は個々人の倫理感を源としている、とこれらの論者は考えている。さらに、感情は、「対象の内容」「認識されたもの」に「意味」を与える。⁷³従って、以上から、我々が対象の「意味」を理解することとは、対象に刺激されて表れた個々人の感情の奥にある倫理感を理解することである、という事が明らかとなる。

我々の個人的倫理感、価値判断基準が感情に表れるということを理解することは、我々が議論や対話を通じて相互理解を果たそうとするとき、重要な意義を持つてくる。通常言われるような感情を排した冷静な議論や対話は、お互いの価値観を結局は閉ざしたままで為されていることになる。従って、そこでの対話や議論は、相互理解のプロセスでは決してなく、単なるゲームにすぎない。我々は、相互に自分の感情を表出し、或いは言語化することによって、初めて互いの隠された倫理感を相互に明示化することができるようになり、深みのある人間関係を築くことが可能になる。

修復的司法が行おうとしていることは、まさにそれであると言えよう。しかし、さらに一般的な法的場面においても、同じ意義を見いだすことができる。通常の法的決定は、冷静に為される事を旨としている。それどころか、裁判を勝ち負けだけを争う一種のゲームと解する人もないではない。しか

し、そこでの実質的判断は、単に事実と法の条文を示すことで終わっているのではない。その前には、事案毎に相対立する事実や価値をめぐって様々な利益の衡量が為されている。そのような利益の比較衡量の、従って価値評価の、基準やルールは、事案の当事者に、さらには社会に、明示的に示されることが必要であろう。⁷⁴ しかし、実際の裁判では、その基準が明示的に示されない事が多い。そのような基準が明示的に示されない限り、法の素人は、従来一般的にそうであるように、ブラックボックスから出てきた法的決定結果を知るだけに留まる。しかし、例えば、新たに始まる裁判員制度では、法的素人が法的決定の作成過程に直接参加することになる。法の専門家と素人とが、“冷静に”ではなく、感情を伴った議論や対話をすることにより、法の素人も従来ブラックボックスの中にあつた当該事案の価値評価の基準やルールがどのように作られているのかを知ることが可能となろう。このような経験が積み重ねられて、事案毎における判断基準やルールが次第に明示化されてゆくようになるかもしれない。司法への素人の参加が、司法の形式的民主化のみならず、司法の実質的民主化、開放化を実現することを、私は期待している。⁷⁵

さらに、今日、感情を、言語化せず、身体的に表現することの重要性にも、気づかれ始めている。既に述べたように、「アサーティブ」においても、身体を通して感情を表現する事が是認されていたが、例えば、先の柏木哲夫は、医療場面の悲しみの状況で、「感情を患者に伝えることが大切である。」「感情をよく表現する患者は予後がよいし、癌の進行は感情を顕わにすると緩慢である。」⁷⁶ と論じている。又、笑いの力についても、今日その力の再発見がなされている。⁷⁷ 日本においては、1994年には「日本笑い学会」が設立され、本年2006年には「笑い与健康学会」が設立されている。そこでは、感情を、言語的に表現するだけではなく、それ自体として表出することの重要性が、明らかにされ始めている。

我々は、自分の感情を理解すること、及び感情を伝えることの重要性を、再認識する必要がある。ダニエル・ゴールマンは、人間の情動的知性として、他人の心の要求を見きわめ、理解し、正しく評価する能力をとりあげる。⁷⁸

その知性を働かせる為には、まずは感情の表出が為されなければならない。我々が他者との関係を築いてゆく為に、我々には、今まさしくこの情動的知性の開発が求められているが、その前提には、感情の力の再認識が必要である。

おわりに

以上で、「ディベート論」の現在の紹介は終わる。そこで明らかにしたのは、一つは思考の形式に関わる発散と収束というスキルの確認、大げさに言えば、再発見である。このスキルは、我々が物事を発想し議論するときの、相当地に一般性を備えたスキルとなるであろう。二つは、感情問題である。こちらは、思考の内容に関わる。今日、感情は、それを思考において非合理として排除せず、知性の一つとして再認識されるべきであろう。しかし、現時点では、このような考えは、私自身のこれからの研究のいわば基本的方向の宣言に過ぎない。この考えから、特に法的場面において、プラスであれマイナスであれ、何が生み出されることになるのかについての詳細な理論的考察は、今後の私の課題でもある。⁷⁹

-
- *1 拙稿「『ディベート論』の試み」『新しい関係性を求めて－コミュニケーションの諸相－報告書No. 1』185頁（鹿児島大学、1999）。
 - *2 拙稿「ディベート論」『新しい関係性を求めて－コミュニケーションの諸相－報告書No. 2』（鹿児島大学、2000）。
 - *3 この「ディベート論」の中で展開した意思決定技術を手がかりとして、歴史上の人物の意思決定をどのように評価することが出来るのかという、いわば応用問題を取り上げ論じたのが、拙稿「楊度論－社会的文脈における意思決定をめぐる」鹿児島大学法学論集60号（2003）である。
 - *4 ここに言う感情の表出とは、感情に発して為される行動とは全く異なる事に留意されたい。

- *5 高橋誠『問題解決手法の知識<新版>』47頁以下（日経文庫，1999）において、
発想法における発散思考（技法）と収束思考（技法）についての詳細な紹介がある。
- *6 拙稿「ディベート論」194頁以下。今井繁之『意思決定の思考法』55頁以下（日本
実業出版社，1997）。
- *7 同上，拙稿，195頁。同上，今井，75頁。
- *8 フィッシャー&ユーリー『ハーバード流交渉術』77頁以下（三笠書房，1990）。
- *9 前出，拙稿，「ディベート論」，200頁。同上，フィッシャー&ユーリー，108頁以
下。
- *10 同上，拙稿，195頁。前出，今井，69頁以下。
- *11 同上，拙稿，196頁。同上，今井，81頁。
- *12 同上，拙稿，201頁。前出，フィッシャー&ユーリー，142頁以下。
- *13 堀公俊『ファシリテーション入門』4頁（日経文庫，2004）。ファシリテーション
についての本稿の叙述は，主として堀によるが，その他にも，中野民夫『ファシリ
テーション革命』（岩波書店，2003）。安部恒久『エンカウンター・グループ』（九州
大学出版会，2006）等。
- *14 同上，堀，60頁以下。
- *15 同上，69頁以下。
- *16 同上，96頁以下。岩船展子・渋谷武子『アサーティブ』177頁以下（PHP，1999）。
- *17 堀，前出，97頁。
- *18 同上，101頁以下。
- *19 ここには，発見の場面と正当化の場面とを区別する論理実証主義的発想が存在し
ている。
- *20 同上，98頁図4-1。
- *21 アン・ディクソン『第四の生き方』（つげ書房新社，1998）。前出，岩船展子・渋
谷武子『アサーティブ』，ほか。
- *22 例えば，子供の自己表現のための，園田雅代・中釜洋子・沢崎俊之編著『教師の
ためのアサーション』（金子書房，2002）など。
- *23 ディクソン，前出，18頁。岩船他，前出，32頁。
- *24 拙稿「ディベート論」198頁。

*25 アサーティブな権利と考えられるものを、参考のため、以下にまとめておく。勿論参照した書からのそのままの引用ではないし、整理の仕方も暫定的なものであることをお断りしておく。

1. 行動・考え・感情は自分で決める。
 - 1-1. 自分の要求を言葉にする権利がある。
 - 1-2. 自分の感情を言葉で表現する権利がある。
 - 1-3. 自分の意見と価値観を表現する権利がある。
 - 1-4. 間違ふ権利がある。(責任は自分で果たせる。)
 - 1-5. 「わかりません」と言う権利がある。
 - 1-6. 途中で考えを変える権利がある。
2. 人の行動・考え・感情を取り入れる判断は自分でし、責任を負う。
 - 2-1. イエス、ノーを自分で決める権利がある。
 - 2-2. 意見が異なるときは、そう思わないと言う権利がある。
 - 3-3. 罪悪感無くノー(拒否、反対)と言う権利がある。
 - 3-4. 決断は論理的である必要はない。
3. 自分の行動を、説明や言い訳無しで実行して良い。
 - 3-1. 自分に選択権がある。
 - 3-2. 欲しいものを欲しい、したいことをしたい、と言う権利がある。
 - 3-3. 人から認められることを当てにしないで、人と接する権利がある。
 - 3-4. 付き合うかどうかは、相手の好意に関係なく決めることが出来る。
 - 3-5. 「気にしない」という権利がある。
4. 対等に扱われる権利がある。
5. 他人の問題に責任をとらなくても良い権利がある。
 - 5-1. 他の人が困っているとき、助けるかどうかは自分で判断できる。

*26 斉藤勇『自己チューにはわけがある』35頁以下、52頁以下(文春新書、2001)。自己意識をめぐっては、さらに中村陽吉『対人場面の心理』(東京大学出版会、1983)。

*27 岩船他、前出、126頁以下。

*28 同上、42頁、68頁以下。

*29 ディクソン、前出、112頁以下。

- *30 A. R. ホックシールド『管理される心』231頁（世界思想社，2000）。
- *31 今日では工学系でも感性情報の科学的処理の研究が進められている。例えば，辻三郎編『感性の科学』（サイエンス社，1997）など。
- *32 デイクソン，前出，118頁以下。
- *33 同上，119頁。この考えは，後述する，ダニエル・ゴールマンの考えに等しい。
- *34 同上，112頁以下。
- *35 同上，138頁以下。岩船他，前出，203頁以下。
- *36 岩船他，前出，213頁以下。
- *37 岩船他，前出，206頁。214頁。
- *38 例えば，現在法科大学院で進められているリーガル・カウンセリングにも十分応用が可能と考えられる。中村芳彦・和田仁孝『リーガル・カウンセリングの技法』（法律文化社，2006）。リーガル・カウンセリングは，所謂臨床心理的カウンセリングとは異なる。（中村・和田，2頁以下。）以下で述べるように，修復的司法におけるカンファレンスは，確かに感情を表出させることで被害者感情を癒す効果もあるが，リーガル・カウンセリングと同じく，臨床心理的カウンセリングでは全くない。従って，カンファレンスは後者の代用とはなり得ないと明確に言われている。テッド・ワクテル『リアル ジャスティス』127頁（成文堂，2005）。
- *39 修復的司法に関する参考文献として，ワクテル（同上，同書）に加え，ジョージ・ムソラキス「修復的司法：現在の理論と実務に関する批判的考察」法学68巻1号（2004）。前野育三・高橋貞彦・平山真理，「修復的司法と市民社会（一）から（七）」法と政治53巻2号，3号，4号（2002），54巻1号，2号，3号，4号（2003）。ハワード・ゼア『修復的司法とは何か』（新泉社，2003），他。
- *40 テッド・ワクテル，前出，151頁。
- *41 主なものをあげると，①重大犯罪に対応できるのかという疑問，②犯罪の事前抑止機能が果たせるのかという疑問，③近代の「法による司法」からいわば前近代の感情的「人による司法」への逆行であるという批判，④議論・対話による解決により刑罰機能が喪失されるという批判，等が考えられる。③と④とに関連して，「アサーティブ」や修復的司法が，交渉術的に見ればwin・win型であるという私見について補足しておく。当事者において，win・winが目的とされたり，或いは結果とし

て手に入ったりすること自体は、決して悪いことではない。以下に述べるように、修復的司法においても、そのカンファレンスの中心課題は、あくまでも被害の修復のためになされる、参加者全員による合意の形成である。(ワクテル, 前出, 127頁。)しかし、ただ合意することだけがそこで目的化され、合意さえ手に入るのならば何でもありということならば、それは問題である。特に法的場面では、そうである。しかし、ハーバード流交渉術は、原則立脚型と言われるように、合意さえ手に入れれば何でもありとは決して考えていない。即ち、そこでは当事者にとっての客観的基準の重要性が認識されている。法的場面では、この基準は、法的基準となる。従って、③と④とは修復的司法に対する重要な批判ではあるが、それが全面的に妥当するのではない、と私は考えている。

*42 赤田康和「学の間 和解と癒しをめざす「修復的司法」上・下」朝日新聞2006年5月19日、5月26日。

*43 これは私見に過ぎないが、学校における問題の論議を通じて、私はこの想定が的外れではないと考えている。James Arthur, *Schools and Community*, Falmer P., 2000.

*44 ワクテル, 前出, 66頁以下で、シルバン・トンプキンスによる自然に発生する人間の基本的感情としての恥についての考察や、プレスウェイトによる加害者の再統合をめぐる社会学的説明が紹介されている。

修復的司法では、加害者は、他人との関係性を気にするから恥を感じ(同, 69頁)、従って加害者は、被害を修復することによって、恥を克服する(同, 70頁以下)ことが可能となる、と考える。

*45 同上, 58頁以下で、トンプキンスやドナルド・ネイサンソンの感情理論が紹介されている。

*46 ワクテル, 同上, 同書。

*47 同上, 10頁以下。

*48 同上, 147頁。

*49 同上, 40頁。

*50 同上, 61頁。

*51 同上, 77頁。

- *52 同上, 78頁。
- *53 同上, 130頁。
- *54 同上, 19頁。
- *55 同上, 41頁。
- *56 同上, 121頁。
- *57 同上, 136頁。
- *58 同上, 124頁。一般に、誤った憶測が相手への嫌悪感を生み出す。従って、このような憶測は、交渉術においても避けなければならない事とされている。拙稿「ディベート論」199頁。
- *59 ワクテル, 同上, 108頁。
- *60 同上, 140頁。
- *61 同上, 116頁。
- *62 同上, 73頁, 77頁以下, 96頁, 141頁, 他。例えば、参加者の自由で心情的な発言を、行政によってファシリテーターに任命された者は、道徳的優位や正義をひけらかすことで妨害することがある。このような事態は、絶対に避けなければならないこととされている。(同, 141頁。)
- *63 感情理論については、ダニエル・ゴールマン『EQ－こころの知能指数』(講談社, 1998), ホックシールド, 前出, 228頁以下, ディラン・エヴァンズ『感情』(岩波書店, 2005), ピーター・B. ラービ『哲学カウンセリング』255頁以下(法政大学出版局, 2006) 他, を参照。
- *64 この考えは、言葉の意味を認知的と情緒的とに区別する考えに通じている。
Charles L. Stevenson, Facts and Values, Yale U.P., 1963.
- *65 ダニエル・ゴールマン, 同上。
- *66 同上, 64頁, 421頁。
- *67 同上, 63頁。
- *68 ここで「個々人」と言うも、その倫理感「家族的」「社会的」さらに言えば「進化的」経験によって得られたものであること、従って倫理感に「間主観的」場面のあることを、否定するのではない。
- *69 柏木哲夫『死を学ぶ』123頁以下(有斐閣, 1995)。

議論の技術

- *70 ホックシールド, 前出, 229頁。ピーター・B. ラービ, 前出, 262頁。
- *71 ピーター・B. ラービ, 同上, 259頁。
- *72 岩船他, 前出, 79頁。
- *73 ダニエル・ゴールマン, 前出, 59頁。ピーター・B. ラービ, 同上, 258頁。
- *74 Robert Alexy, *Theorie der Grundrechte*, SS.71ff., Suhrkamp, 1994. his, trans. by Julian Rivers, *A Theory of Constitutional Rights*, pp.388ff, Oxford U. P., 2002. Carlos Bernal Pulido, *The Rationaity of Balancing*, pp.193-208, ARSP, Vol.92, Heft 2, 2006.
- *75 法的場面における価値判断の扱いについては、さらに、陶久利彦「法適用と価値判断」伊藤滋夫他『法曹養成実務入門講座 別巻』（信山社, 2005）を参照せよ。
- *76 柏木, 前出, 123頁以下, 163頁。
- *77 ノーマン・カズンズ『笑いと治癒力』（岩波現代文庫, 2001）。
- *78 ダニエル・ゴールマン, 前出。
- *79 廣川洋一『古代感情論』（岩波書店, 2000）のような、基礎的研究を積み上げることが重要である。